

平成22年11月宮崎県定例県議会

中山間地域振興対策特別委員会会議録

平成22年12月3日

場 所 第5委員会室

平成22年12月3日(金曜日)

午前10時01分開会

会議に付した案件

○概要説明

県民政策部

1. 移住等促進に向けた取組の現状と課題等について
2. 地域公共交通対策(バス)について
3. 宮崎県過疎地域自立促進方針等について

○協議事項

1. 宮崎県中山間地域振興条例(仮称)の要綱案等について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員(12人)

委員	長	宮原義久
副委員	長	前屋敷恵美
委員		緒嶋雅晃
委員		黒木覚市
委員		押川修一郎
委員		河野安幸
委員		黒木正一
委員		田口雄二
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		坂口博美
委員		岩下斌彦

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のために出席した者

県民政策部

県民政策部長	山下健次
県民政策部次長 (政策担当)	土持正弘

県民政策部次長 (県民生活担当)	江上仁訓
---------------------	------

部参事兼総合政策課長	永山英也
総合交通課長	中田哲朗
中山間・地域政策課長	山内武則
情報政策課長	金丸裕一

商工観光労働部

労働政策課 地域雇用対策室長	柳田俊治
-------------------	------

事務局職員出席者

政策調査課長	日高正憲
政策調査課主査	松崎勝一
議事課主査	前田陽一

○宮原委員長 ただいまから中山間地域振興対策特別委員会を開会いたします。

まずは、本日の日程についてであります。

お手元に配付の日程案をごらんください。3の概要説明では、県民政策部から、U・Iターンや空き家対策などの移住対策や中山間地域の交通確保対策等を御説明いただくこととしております。

次に、4の委員協議についてでございますが、11月26日に開催されました政策条例検討会議において、中山間地域の振興に関する条例の必要性が認められ、当委員会が条例案作成のワーキンググループになることが正式に決定したところでございます。そこで本日は、条例要綱案の決定や今後の手続等について御協議をいた

だきたいと思っております。

本日は、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本日は、県民政策部及び商工観光労働部においていただきました。

それでは、説明をよろしく願いいたします。

○山下県民政策部長 県民政策部でございます。商工観光労働部も一部入っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

本日、御報告させていただく項目について御説明をいたします。

委員会資料をお開きいただきまして、目次のところをごらんください。3点ございます。まず、移住等促進に向けた取組の現状と課題等について、次に、地域公共交通対策（バス）について、最後に、宮崎県過疎地域自立促進方針等についての3点でございます。

詳細につきましては、関係課長から説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○山内中山間・地域政策課長 それでは最初に、移住等促進に向けた取組の現状と課題等について、説明をさせていただきます。

資料1ページでございます。まず、1の移住等促進に向けた取組の現状の（1）取組

みの目的であります。人口減少や少子高齢化が進む中、あらゆる世代を対象とした本県への移住（移住、二地域居住）等を促進することにより、持続可能な地域づくりを進めたいと考えております。

次に、（2）取組みの位置づけであります。新みやざき創造計画で取り組む戦略のうち、「経済・交流」拡大戦略の枝戦略として「おもてなし日本一移住促進」を位置づけ、重点的に取り組んできたところであります。

次に、（3）取組みの方向性であります。移住等を促進するためには、住宅、雇用、医療、観光など全庁的・総合的な取り組みが効果的でありますことから、平成19年7月に移住等促進庁内連絡会議を設置し、庁内で連携した取り組みに関する調整や情報交換等を行ってきたところであります。また、移住等促進に向けた取組みの主役は、住民に最も身近な自治体としての市町村でありますことから、県としましては、市町村の主体的な取り組みを支援するとともに、全国に向けた情報発信や相談体制の整備等を行ってきたところであります。

具体的な取り組みといたしましては、1ページ中ほど下に記載してありますとおり、平成18年度から19年度にかけては、まず18年度に、②の全市町村での相談窓口の設置としまして、市町村に呼びかけ、市町村役場内で移住はこの課が所管し、窓口として相談に応じるかを決めていただいたところであります。次に、④の市町村に対する補助事業につきましては、市町村の主体的な取り組みに対する支援としまして、首都圏等での移住相談対応、お試し滞在の取り組み、空き家等情報バンク活動の支援を行っているところであります。次に、⑤全国への情報発信としまして、県の移住情報サイトの開設、

移住等の促進に取り組むNPO法人ふるさと回帰支援センターが東京都の銀座に設けております「ふるさと暮らし情報センター」でのパンフレットなどの広報ブースの設置や、ふるさと回帰支援センターのスタッフによる個別の移住相談対応等ができる窓口の設置をしたところであり、それと、知事を先頭に東京や福岡での移住セミナー等も開催するなどして、全国に向けて情報発信を行ってきたところでもあります。

次に、平成20年度から21年度にかけましては、①の大都市圏での移住等セミナーの開催としまして、東京、大阪などの全国の大都市圏で移住セミナー等を開催することにより情報発信を強化し、本県への移住の取り組みをPRするとともに、相談者に対する本県への移住への支援を行ってきたところでもあります。②の全国団体との連携としまして、移住等の促進に取り組む全国的な組織であります移住・交流推進機構——42の道府県と多くの市町村や民間企業が加盟する官民共同の全国的な組織——を通じた効果的な情報発信等も行ってきたところでもあります。

2ページをお願いいたします。次に、今年度の取り組みであります。移住等の促進につきましては、全庁的・総合的な取り組みということで、住宅、雇用、医療、観光など関係分野の担当課がさまざまな移住等関連事業に取り組んでおりますが、ここでは主な取り組みとしまして、みやざき移住定住促進事業、新規事業の宮崎移住・地域おこし後継者発掘事業、U・Iターン対策事業の3つの事業を説明させていただきます。なお、U・Iターン対策事業につきましては、後ほど労働政策課の地域雇用対策室長のほうから御説明をいたします。

まず、3ページをお願いいたします。1つ目

としまして、みやざき移住定住促進事業であります。

1の事業目的でありますけれども、この事業は、あらゆる世代の都市住民等を対象として、本県の住みよさや魅力をアピールし、本県への移住の呼びかけを行うとともに、市町村や地域住民が主体となった相談・受け入れ体制の充実を図ることで、本県への移住定住を促進することを目的としております。

2の事業概要といたしましては、まず、(1)移住相談体制の強化ということで、先ほど御説明しました大都市圏での移住相談会等の開催のほか、インターネットや移住情報誌などのさまざまな媒体を活用して全国に向けた情報発信を行っております。

次に、(2)市町村の取り組みに対する支援ということで、市町村が行う首都圏等での移住相談対応、お試し滞在の取り組み、空き家等情報バンク活動に加え、今年度から新たに、移住者のフォローアップ活動に対する支援を行っているとあります。

事業費としましては、3にありますとおり、1,392万3,000円となっております。

4の進捗状況であります。今年度はこれまでに、移住相談会等を東京で3回、大阪で1回、計4回実施したところでございます。なお、今年度は、移住等の促進に取り組む全国的な団体でもありますNPO法人ふるさと回帰支援センターと共同で今月中旬に、東京と大阪でそれぞれ1回の相談会を実施する予定としております。また、市町村に対する支援につきましては、既に日南市、串間市など3市1町に対し支援を決定しているところであります。

4ページをお願いいたします。新規事業の宮崎移住・地域おこし後継者発掘事業であります。

1の事業目的にありますように、この事業は、後継者を必要としている生産者のニーズと、仕事を求めている移住希望者のニーズのマッチングの場を提供することにより、本県中山間地域への移住定住を促進することを目的としており、今年度から新規事業として取り組んでいるものであります。なお、ここでいう生産者につきましては、農林水産業を初めとする第1次産業、2次・3次産業まで幅広い事業者を含むものとしております。

事業の概要及び進め方といたしましては、2にありますとおり、まず、県内で後継者を探している農林漁業者や伝統工芸品制作者等の情報を庁内関係各課と連携して収集しまして、移住希望者にワンストップで提供することによりマッチングの支援を行います。次に、中山間地域において活動している生産者と移住希望者との間でマッチングが成立し、移住希望者が1年以上雇い入れられる見込みとなった場合には、県は生産者と事業委託契約を締結し、ふるさと雇用再生特別基金を活用して新規雇用者の人件費を負担することとしております。

事業費としましては、3にありますとおり、2,536万4,000円となっております。

4の進捗状況であります。ことし11月末現在で、農業や漁業等の後継者として4世帯4名の方が、串間市、綾町、五ヶ瀬町にそれぞれ移住されております。

恐れ入りますけれども、2ページにお戻りいただきたいと思っております。(5)の取り組みの成果であります。移住に関しましては、新みやざき創造計画において「4年間で100世帯」の移住を実現するという目標を掲げて取り組んでいるところであります。移住の実績につきましては、いつの時点からカウントを始めるかの違いで3

種類の実績数を掲載しております。表の中の上から3つ目の数字168世帯が、「4年間で100世帯」という目標に対応する成果ということになりますが、これは、その下に記載しております平成19年度の41世帯、20年度の60世帯、その下の42世帯、そして、今年10月末現在ですが、22年度の25世帯を合計した数字となっております。なお、この移住世帯数につきましては、移住実現までの過程で情報提供や個別相談対応など、県や市町村が何らかの形で支援した世帯をカウントしたものであります。

最後に、2の今後の課題と対応策であります。が、「4年間で100世帯」という目標は達成したものの、さらなる成果を上げるためには、移住等の促進に向けた取り組みを強化するよう各市町村に働きかけるとともに、市町村や関係部局等と連携を図りながら、インターネットや移住情報誌などさまざまな情報媒体を活用した全国に向けた情報発信、また移住希望者のさまざまな相談に一括して対応できる移住相談会を今後も継続して開催するなど、相談体制の充実にも努める必要があると考えております。

移住等に関する私からの説明は、以上であります。

○柳田地域雇用対策室長 地域雇用対策室です。

特別委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思っております。U・Iターン対策事業について御説明いたします。

まず、1の事業目的は、県外のU・Iターン希望者の就職と県内企業の求める人材の確保を支援することです。

次に、2の事業概要ですが、次の2つの事業を実施しております。まず、(1)のふるさと雇用情報センター運営事業につきましては、インターネット上で人材・求人登録や情報提供等を

行う「ふるさと宮崎人材バンク」の運用を行い、U・Iターン希望者と県内企業の仲介等を行っております。

次に、(2)のふるさと就職説明会開催事業につきましては、U・Iターン希望者と県内企業の出会いの場として、「ふるさと就職説明会」を東京、大阪、福岡で開催しております。

3の事業費は、986万5,000円です。

次に、4の事業実績です。(1)のふるさと宮崎人材バンクの運用実績についてですが、21年度をごらんいただきますと、その実績につきましては求人企業は555社です。ここで、まことに申しわけありませんが、その右側の登録者に数字の誤りがありましたので、訂正をお願い申し上げます。記載は「1,406人」ですが、正しくは「1,386人」です。訂正して、おわびさせていただきます。また、その右隣の21年度の就職決定者は14人となっております。

次に、(2)のふるさと就職説明会の開催実績につきましては、表にありますように既に22年度の実績が出ておまして、参加企業が57社、参加者が351人で、就職決定者は14人となっております。

説明は以上であります。

○中田総合交通課長 総合交通課でございます。

6ページをお願いします。地域公共交通対策(バス)について御説明をいたします。

まず、1のバスを取り巻く環境についてであります。恐れ入りますが、8ページをごらんください。この資料は、県内一円をカバーしております宮崎交通の一般路線バスにおける輸送人員の推移をまとめたものでございます。表とグラフにありますとおり、一般路線バスの輸送人員は、人口減少やモータリゼーションの進行等に伴いまして年々減少しており、平成21年度の

輸送人員は、一番上のピーク時の44年度に比べまして12.7%となっております。このような状況からバス事業者の収益が悪化し、既存のバス路線の維持・確保が大変厳しい状況になっております。その一方で、みずから自動車を運転できない高齢者が増加するなど、生活に必要な不可欠な移動手段の確保が求められているところであります。

6ページにお戻りください。2の県内のバスの運行状況についてであります。3つの運行形態に分けて御説明いたします。(1)から(3)までのバスの市町村別運行状況の一覧表を9ページに掲げておりますので、そちらのほうとあわせてごらんいただきたいと思います。まず、

(1)の一般路線バスにつきましては、宮崎交通などのバス事業者が自主的に運行する路線バスで、県内では23の市町村で運行されているところであります。次に、(2)の廃止路線代替バスにつきましては、一般路線バスの収益の悪化から路線が廃止された場合において、市町村が主体となって運行するバスであります。県内では18の市町村で運行されております。(3)のコミュニティバスにつきましては、一般路線バス、廃止路線代替バスのほかに、地域の実情に応じた移動手段を確保するため、市町村等が主体となって運行するバスで、県内では20の市町村で運行されているところであります。

次に、3の補助事業の概要等についてであります。県といたしましては、主に広域行政の立場から、複数市町村をまたがるバス路線等について必要な財政支援を行うこととしているところであります。まず、(1)の一般路線バスについてであります。①の生活交通路線及び②の準生活交通路線に対しまして補助を行っております。①の広域的幹線的路線であります生活交

通路線につきましては、その運行欠損額及び車両購入費について、バス事業者に対し国と県が協調して補助しております。補助率及び21年度補助実績につきましては、資料に記載してあるとおりでございます。7ページに移りまして、②の準生活交通路線につきましては、その運行欠損額について、県と市町村が協調してバス事業者に対し補助しております。次に、(2)の廃止路線代替バスにつきましては、複数市町村にまたがる路線について、その運行欠損額の2分の1を市町村に対し補助しております。(3)のコミュニティバスにつきましては、単一市町村内の廃止路線代替バス等にかえて市町村がコミュニティバスを導入する場合、その市町村に対し導入費用等について2分の1を補助してきたところであります。

最後に、4の最近の新たな動きについてであります。いわゆる過疎法の改正に伴いまして過疎債の対象事業が拡充され、住民の身近な生活交通の運行費などのソフト事業分についても過疎債の対象になったところであります。また、(2)国土交通省の23年度概算要求におきまして、生活交通サバイバル戦略として、地域公共交通関係の国の補助事業を抜本的に見直す方針が示されたところでありますが、現在のところ、事業内容、補助スキーム等の詳細が不明でありますので、情報収集に努めているところであります。

地域公共交通を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、県といたしましても、特に過疎化、高齢化の進む地域など、住民の移動手段の確保については大きな課題であると認識しております。したがって、今後とも、国や市町村、バス事業者等とともに適切な役割分担と連携を図りながら、県民の大切な交通手段の

維持・確保に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○山内中山間・地域政策課長 引き続きまして、資料10ページをお願いいたします。宮崎県過疎地域自立促進方針及び宮崎県過疎地域自立促進計画についてであります。これらの策定及び内容等につきましては、これまでも6月以降特別委員会で御説明をしてきたところでありますが、今回、策定いたしましたので、御報告するものであります。

まず、1の方針・県計画策定の趣旨にありますように、過疎地域自立促進特別措置法が一部改正され、ことし4月に施行されたことを受けまして、引き続き、県内の過疎地域における総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進するために、方針を8月末に、県計画を11月に策定したところであります。方針は、本県の過疎地域対策の大綱とも言えるもので、過疎市町村が計画を策定する上での指針となるものであります。県計画につきましては、方針に基づいて、各部局が過疎市町村で実施する事業を計画として取りまとめたものであります。市町村が事業主体となる事業につきましては、市町村計画に記載されることとなっております。

なお、策定に当たりましては、今回の法改正で新たにソフト事業についても過疎債を充てることが認められたことを踏まえ、ソフト対策の充実に配慮した記述内容としております。

次に、2にありますように、対象地域は16市町村——12ページをごらんいただきたいんですけども、対象地域はこの地図に示してある網かけのしてある地域で、一部区域が過疎地域とみなされる市町村も含んでおります。恐れ入りますけれども、もとにお戻りいただきまして、

この方針・県計画の期間は、平成22年度から27年度までの6年間となっております。

3の方針・県計画の概要であります。法で定められました基本的な事項、産業の振興などの9つの項目について、それぞれ方針と県計画の具体的な取り組み例を記載しております。例えば、(2)の産業の振興では、産業振興のための生産基盤整備や担い手の育成・確保を図るとともに、地域の持つ資源を活かした産業おこしを推進するという方針に基づきまして、中山間地域総合整備事業や中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業などに取り組むこととしております。(3)の交通通信体系の整備等では、道路交通網や情報通信基盤等の整備を進め、広域的な交通通信ネットワークの形成に努めるという方針のもと、県道等の整備や地方バス路線等運行維持対策事業を、次の11ページの(9)の集落の整備では、住民の主体的な活動を促進し地域リーダーを養成するとともに、外部からの人材支援制度の活用を推進し、集落環境の整備を図るとして、いきいき集落応援事業などを実施しているところであります。県計画の実施事業につきましては、毎年度、適宜見直しを行うこととしております。

めくっていただきまして、12ページの一番上でございますが、市町村計画につきましては、既に策定済みの市町村を含め、12月末までに15の市町村が策定予定であります。

13ページには、過疎地域自立促進方針に定める施策の体系図を添付しております。また、別冊として過疎地域自立促進方針及び県計画を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑などございましたら、お願いいたします。

○緒嶋委員 2ページ、数字的なものですが、19年度以降168世帯が移住したということでありませう。これは市町村別にはどういうことになっているんですか。

○山内中山間・地域政策課長 168世帯の内訳として、一番多いのは宮崎市です。合併された清武町を含めると86世帯、51.1%であります。あとは大きいところとしまして、日南市が16世帯、串間と西都が6、延岡市が10、日向市と綾町が7、トータルの168世帯という形になっております。

○緒嶋委員 実際は、どちらかといえば過疎地よりも利便性のいいところに移住する。ここあたりが過疎対策の難しさで、移住でおいでになっておるのはいいんですけども、逆に、宮崎県から県外に移住されたというものはわからないですか。これ以上に移住、転出しているんじゃないかと思うんですけども、そういう数字はわかりませんか。

○山内中山間・地域政策課長 恐れ入りますけれども、転出等のデータは今手元にございませう。

それから、先ほど申しおくれましたけれども、いわゆる中山間地域、地域振興5法、さらに広くとりまして農林業センサスでいう中間農業、山間農業地域で、一部かぶっている部分を除いて完全にかぶっているところだけの集計をしますと、168世帯の中に54世帯、32%という結果にはなっております。一部入っているところは、具体的に市町村のどこというところまでは把握しておりませう。農林業センサスを含めたら最低でも3割は中山間地域に移住されているというデータになっております。

○緒嶋委員 それと、移住された人の世帯主の年齢はわからないのか、どういう世帯の構成の人たちが移住してきているか。

○山内中山間・地域政策課長 データとしましては、意外と、168世帯のうちの113世帯、67%が20代、30代、40代を足したものであります。

○緒嶋委員 できるだけ若い人が移住していただいたほうが、高齢者は国保とかいろいろ福祉的な負担もふえるわけだから、生産人口がふえることのほうがいいのかなと思います。

それと、Uターン、Iターンの中で、求人企業はそれぞれ555と637、登録者も1,000人を超しているわけですが、就職決定者はその割には少ないわけですね。これはどういうふうに理解すればいいですか。

○柳田地域雇用対策室長 マッチングの難しさがあるというふうに考えております。実際、うちのほうで紹介したのが95件ありまして、それ以外にも企業側からの問い合わせとか418件あるんですけども、企業側からしますと、都市部におられる方なものですから、ある程度レベルの高い方、資格を持っているとか、それなりの部署についておられて即戦力として働いてもらえる方を希望されているというところがあります。一方、求職者側にしますと、都市部と宮崎との給与格差があるものですから、面談はしていただくんですけども、なかなかそこまで結びつかないというのが現状でございます。

○緒嶋委員 有効求人倍率の中でこういうことになる、ここあたりはどういうふうに解決するかが課題だと思うんですけども、どういうふうに将来的には考えられますか。

○柳田地域雇用対策室長 雇用の問題ということで、これは全般的な話ですけども、地元で求職の場をつくる必要があるかと思っ

ております。これにつきましては、県外事務所がございますので、そちらのほうからも大学等を回って募集もかけておりますし、県のほうではこういう人材を求めていますということで、いろんな相談会の場でも県内企業の求める状況を出しているところでもありますので、その辺をもう少し周知、啓発をしながら、できるだけマッチングがふえるようにしていきたいと思っております。

○緒嶋委員 ぜひ頑張ってください。

それと、地域公共交通、バスですけれども、過疎地では、生活する上で足の確保、移動確保というのが大変厳しくなってきたおわけです。特に高齢者になると、車を持っていただけども、交通安全の立場から車の運転もできないという人が相当ふえておるわけですね。そうなりますと代替バスあるいはコミュニティバスに頼らざるを得ない。市町村にすると、その運行コストに大変苦勞される。その中でもバスのルートを短くするとかいろいろやることで、ますますもってその地域に住みにくくなるということがあるわけですね。その中で過疎債等でソフト事業としてこういう運行に支援ができるというのは大変ありがたいわけですが、まだまだ充実しなきゃいかんのではないかと思うんです。そのあたりの全体的な動きというのはどうなっておりますか。

○中田総合交通課長 先ほど最後のところで、最近の新たな動きの(2)で、国のほうで新たな概算要求を行っているという話をしましたけれども、今回、国のほうが生活交通サバイバル戦略、生き残り戦略ということで、バスとかいろんな交通関係の8つの事業を一本化して予算要求しております。最終的に予算がどうなるかわかりませんが、国のほうとしても、都市部で

はなくて、地域の生活交通の確保というのは非常に重要だという認識で、予算要求としては、今年度215億だったものを、要求段階で453億要求いたしております。これは「元気な日本復活特別枠」で、予算自体が1兆3,000億に対して2兆9,000億要求がなされておりますので、最終的にどうなるかわかりませんが、先般の評価会議でもB評価ということになっておりますので、ある程度の予算の確保はできるだろうと思っておりますし、県としましては、国の事業を活用しながら、また市町村等とも一緒になって、特に過疎化、高齢化が進んでいる地域では非常に大きな問題ですので、足の確保について考えていきたいと思っております。

○緒嶋委員 県はここ数年、廃止路線代替バスの支援とかコミュニティバスの支援をしておられるんですが、県の予算はふえておるわけですか。

○中田総合交通課長 生活交通路線バスにつきましては、国の補助基準がございますので、それに沿って補助しておりますけれども、毎年毎年国の補助単価が変わる関係で若干増減は出てきております。

廃止路線代替バスにつきましては、委員も御存じかもしれませんが、以前は市町村内の廃止路線代替バスも県の補助対象にしておりました。しかし、20年度から複数市町村にまたがる代替バスについてのみ補助しておりますので、補助金としては減っている形になっております。

○緒嶋委員 コミュニティバスは、バスの購入だけの支援ということになるわけですか。

○中田総合交通課長 コミュニティバスは、地域バス再編支援事業として実施しております。スキームとしては3つございまして、一つが市町村で計画をつくる場合の補助、バスの購入に

対する補助、それから運行費の補助ということで補助をしております。

○緒嶋委員 バスの購入は一時的なものですが、運行費の補助は今後とも継続するということですか。

○中田総合交通課長 バス再編支援事業につきましては、21年度は運行費のみの補助をしておりますけれども、今年度も運行費だけの補助です。この事業につきましては22年度で終期を迎えておりまして、ことしの9月運行分までの補助ということになっております。

○緒嶋委員 これは国の動きとの絡みもあるわけですが、財政的に県も市町村も大変苦しいわけですが、そのあたりも国の動向を見ながら、打ち切るということじゃなくて——県もできるだけ中山間地対策をやろうと言いながら、片一方でそういうのを打ち切るということは整合性もないわけだから、そのあたりの予算的なものは次年度以降も十分配慮して対応してほしいということをお願いしておきます。

○田口委員 移住の件で2～3お伺いします。

先ほど移住168世帯、移住の実現に県、市町村が何らかの形で関与したものを計上というふうになっておりますけれども、その定義、168世帯はどのようにして決めているのか。例えば県外から来たものも入っているとかいろんなものがあると思うんですけども。

○山内中山間・地域政策課長 実際、非常につかみにくいというんでしょうか、例えば県の窓口、市町村の窓口、「自分は移住を考えているんですけども、どこかいいところはありませんか」もしくは「住む場所としてはどんなところがありますか」というような問い合わせが実はございまして、最終的に、御本人の判断等もあって「移住をしました」と御本人から申告が

あったものを数えたものであります。行政の関与が全くなくして、例えば知人を介して宮崎に移住をしてこられたというのはカウントしようがないものですから、そこは入っておりません。相談、それから県、市町村を含めて何らかの形で関与したものを計上というふうにしておりません。

○田口委員 市町村が関与したということは、すべて県外、あるいは宮崎県出身だけでも、帰ってくるときに行政に関与してもらったらそれも入っているということなんですか。

○山内中山間・地域政策課長 委員おっしゃるとおり、宮崎県出身で県外で働いておられて、何かの機に帰ってきたいということで、市町村もしくは県の窓口を通していただいて、その後、本人から「私、移住しました」と申し出がないと……。私どものほうも「その後どうしました」ということでアンケート調査をして、「実はもう移住しました」というお答えもいただいているところです。可能な限り把握をするようには努めておりますけれども、そういう形で計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

○田口委員 先ほどはどこに移住したかというのが出ていましたけれども、どこから移住してきたかという数字は把握していますか。

○山内中山間・地域政策課長 前住所は、広い範囲でブロックごとぐらいでしかわからないんですけれども、セミナー等を開いている東京、大阪を中心に考えますと、一番多いのは関東、この168世帯の中の60世帯、それから中部、近畿で45世帯ですので、関東、中部、近畿を合わせますと105世帯の62.5%という形になっております。

○田口委員 沖縄県が物すごく移住する人が多いんですけれども、結局、行きますと仕事がない

い等々で、結構帰っている人も多いんです。夢を持って行ってみたけれども、結局は仕事もなかったと。沖縄は非常に就職率も悪い、求人倍率も悪い。168世帯は全部宮崎に残っていると思っていいんですか。

○山内中山間・地域政策課長 残っていてほしいと思っておりますけれども……。申しわけないんですが、個人情報ということもありまして、最後の追跡のところまでは至っていないのが現状であります。

○田口委員 実は私ども会派の視察で沖縄に行ったときに、移住を促進しているNPO法人で半分会社組織みたいになっているんですけれども、そこに行ったときに、私たちが行くと言ったものですから、事前に「来んね、住まんね」等々のホームページを見ておりました。そのときに、「確かにホームページはあるけれども、これは本当に移住したい人に情報を発信していない。今のインターネットの世界では、2度クリックして見たいものに届かなければ、もうその先は見ませんよ。こういう部分はぜひ改良しなくちゃいけませんね」と言われたんです。そのときに沖縄の代表者の方が、「私だったらゴルフの環境だけでも人を呼べます」と言ったんです。そういう意味では、宮崎はよそから見たらゴルフの環境というのは最高にいい。私が東京にいたころは1～2時間かけてゴルフ場に行っていたんですけれども、ここは15分かそこらで行けるところに物すごくいいゴルフ場ばかりですから、まさにゴルフだけでも客を呼べると。そういうことも言っていました。宮崎とか日南が多いというのは、サーフィン等で来ている人も結構おるんですか。そのあたりはつかんでいないですか。

○山内中山間・地域政策課長 委員おっしゃる

ように、日南、串間はサーフィンでというお話もよくお聞きはするんですけれども、具体的に移住の動機までは個別に分析はいたしておりません。

○田口委員 この後、動機を伺おうかと思っていたんですけれども、168世帯が宮崎になぜ来たかということはつかんでいないということですね。来るきっかけになった理由。

○山内中山間・地域政策課長 今、個別にはつかんでいません。Aさんは何の目的を持って移住してきたというところまで分析はしておりませんが、アンケート調査をずっとやっておりますので、委員おっしゃるように、サーフィンがどうしてもしたい、それを生活の一部に組み入れたいんだというようなことで来られているとか、自然の中で暮らしたいとか。自然といってもアバウトですけど、そういう形での動機というものはある程度把握しているつもりであります。ずっとデータをとっておりますので。ただ、個別にAさんがどうだということまでは追い切れていないというのが実情であります。

○田口委員 先ほど「来んね、住まんね」の話をしましたけど、あれを管理しているのはどこになるんですか。

○山内中山間・地域政策課長 私どもの課のほうで管理をしておりますので、まさしく、おっしゃるゴルフの環境というのも何らかの形で検討していきたいと思っております。

○田口委員 宮崎におると宮崎のよさが意外とわからんところがあって、よそから見ると宝の持ち腐れみたいになっているものが結構あると思うんです。延岡の人間が「延岡には何もない」とよく言うんですけど、「ただ、何もあんたら知らんだけよ」と言うんです。眠っているものが山のようにあるんですけども、そのよさを知

らない部分がありますので、宮崎のよさをもう一度遠くから客観的に見ていただきたいと思います。

それと、先ほど出ましたふるさと回帰支援センターは、銀座に行ってみましたし、宮崎のブースも見せていただきましたが、あそこは外国人から何から物すごい数が来ていまして非常に活気あふれていました。その中でも福島県、和歌山県等が非常にうまくいっているという話も聞きました。特に和歌山の色川という地区は住民の6割近くが移住者になっていると。その特徴は何かというと、試しに半年ぐらいそこに住んで、地元の人が移住してもいいかどうかを決めるというんです。要するに、トラブル等ないように、もともと静かな村にわけのわからぬ人が来て、その慣習やいろいろなものが乱されると困るというものもあるものですから、地元の人たちが、あなたをここで受け入れるかどうかという判断をして、そこでいいですよとなる。そういうことですから村の中でもしっくりいって、今、村のリーダーに移住してきた人がなって、新たなまちづくりをしてくれているというのもありました。そういう部分は非常に参考になると思ったものですから、ふるさと回帰支援センター等でそのあたりを調査していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○河野安幸委員 バス事業者、いわゆる宮交についてちょっと伺っていききたいと思います。県とされては、赤字路線バス、宮崎交通にどれぐらいの補助金を出しておられるんですか。

○中田総合交通課長 宮崎交通への補助額ですけども、21年度で2億7,400万余ということになっております。

○河野安幸委員 私は清武町ですけども、清武町には生活路線バス、いわゆる赤字路線バス

が3本あるわけなんです。合併前、清武町単独で年間870万ぐらい宮交に補助、赤字負担をしておったわけです。宮交が乗車率調査をします。年に2回すると言いますが、それははっきりわかりません。その乗車率調査は抜き打ちですものだから、恐らく余り乗っていない日をするんじゃないかという感覚もあるし、実際、赤字かどうか調査されたことがありますか。

○中田総合交通課長 私どもは、宮交の全路線のうち約7割が赤字路線というふうに聞いております。生活交通路線につきましては、国の補助額を決定するに当たりまして平均乗車率が一つの要件になっておりますので、そのあたりで調査をされていると思っております。

○河野安幸委員 年間2億以上も宮交に補助を出すことについては、宮交に対しての調査というのも必要じゃないかと思っているんです。清武町に短期大学がございます。うちは尾平線ですけれども、尾平線は女子短大を経由するんです。ローカル線だから4本ぐらい短大折り返しをするんです。生活路線バス、赤字路線バスが入る2分前に折り返しバスを出すわけです。赤字路線バスには短大生は乗らないんです、もう出ているから。そういう意図的なことをするんじゃないかという感じがしてならんとです、宮交に対して。私が議長のころも、そういう不満を持って宮交に交渉に毎年行っていました。宮交の乗車率の調査を県のほうで指導してください。

○中田総合交通課長 宮崎交通のほうも、先ほど言いましたように非常に厳しい経営状況の中で、利用促進ということで、例えば団地内のフリー乗降を導入したり、利用者の利便性の向上のために努力されているところもございますので、そのあたりは御理解いただきたいと思っ

ております。

○押川委員 10ページであります。確認の意味で、2の方針・県計画の対象地域16市町村ということでもありますけれども、この16市町村、12ページの網かけの部分ということでありましたよね。これは間違いはないですか。

○山内中山間・地域政策課長 網かけという表現が悪いかもしれませんが、黒く塗っておるところ、斜線も含まれます。これは過疎地域自立促進特別措置法に基づいて指定をされた地域でございますので、ここはこのとおりであります。延岡市につきましては、22年度から27年度までなので、延岡市の全域は今みなし過疎になっておりますけれども、半年ぐらい先にはそこは外れていきます。

○押川委員 西都市も東米良を抱えているわけでありまして、そういったことの対応というものは全くないわけでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 今回の過疎法の延長に伴いまして、今も非常に厳しいところにつきましては入れられないのかという議論は確かにございました。ただ、どうしても市町村単位で指定をするという基本になっておりまして、平成の合併以前、昭和の合併まで戻れないかという議論はあったんですけれども、最終的にはその要望は聞き入れられずに、平成の合併の段階での一部みなし過疎という結果になったところでもあります。

○押川委員 今回合併をされたから、延岡の場合は過疎地域とみなされるということで入るわけですが、中山間地という視点からいくとちょっと不公平ではないかという気がするんです。我々中山間地の条例までつくろうということで今議論しているわけですから、納得のいく形で県の方針が出てこない、私は納得いか

んなということで今質問させていただいておるところです。これは無理ということではないわけでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 法で定められた市町村に対する方針・計画をつくるということになっておりますので、この過疎地域自立促進方針もしくは計画の中にそういう地域を入れるというのは、現実的には無理でございます。

○高橋委員 先ほどの移住の関係で、関連するんで申し上げますが、定義の問題いろいろとあったと思うんです。これは転入の一つですよ。転入にもいろいろとあって、転勤の人たちもいるわけで、その人たちはいずれまた転勤で出ていけますから、それは移住とは言わない。これは当然のことです。移住にもいろいろ形があって、先ほど説明がありましたように、113世帯、67%が現役世代ということで、大変ありがたいという印象を持ちました。逆に、33%は定年世帯というふうに理解していいんでしょうか。定年退職、リタイアという言い方をしているかわかりませんが、定年後に移住をした方という理解でいいんでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 具体的なデータとしましては、60歳代以上は168世帯の中の25世帯、それから、恐縮ですけども、168世帯の中で18世帯については不明の部分が少しあります。ずっと追いかけてはいるんですけども、最終的には自己申告という世界もありまして、つかみ切れていない分野が少しございます。

○高橋委員 先ほどもありましたけれども、移住の数字というのは申告だから、不明があっても別にこの数字は間違いじゃないと思うんです。自力で移住している人も結構いるわけで、私も結構知っています。だから、かなりの世帯が移住されているというふうに理解をしていいと思

います。

次に、バスの関係ですけど、結局、バスの考え方は、赤字なんだからバス事業者としては撤退したいはずですよ。撤退したいけれども、生活路線、県民の足を守るという行政の立場から、補助金を出すから走ってくれというお願いをしている、そういう理屈だと思っています。ただ、乗車率の関係は、確かに河野委員がおっしゃるように、そこはまた精査していただきたいと思っています。

一般路線バスの一覧表を見たときに、認識が間違っているかもしれませんから確認なんですけど、南の玄関口串間市に一般路線バスが走っていたかなと、あそこはコミュニティバス一本化になったんじゃないかと思っていましたが、一般路線バスに丸がついているものですから。

○中田総合交通課長 ここに書いてありますように走っているはずですよ。

○高橋委員 私の認識不足だと思います。

先ほど緒嶋委員からありましたコミュニティバスの補助ですけど、これは3カ年という補助の期間がありました。確認ですけど、22年9月までの運行で終わりと先ほど答弁されました。これ以降のコミュニティバスの補助はないということでしょうか。例えば、西都はコミュニティバスは運行していませんよね。新たにコミュニティバスの事業を展開したいというときには補助はあるんでしょうか。

○中田総合交通課長 きょう御説明いたしました地域バス再編支援事業は今年度で終わりますので、これからの支援はないということになります。

コミュニティバスの運行に関しましては、県だけではなくて国の事業もございます。現実、小林など国の事業を活用してコミュニティバス

が走っているところもございます。今回、事業はなくなりますけれども、先ほどちょっと御説明いたしましたように、過疎法の関係とか、今回、国のほうで抜本的な事業の見直しをやっておりますので、そのあたりの状況を見ながら、当然県としても考えていかないといけないのかなと考えております。

○高橋委員 もう少し聞きますが、現在コミュニティバス事業を展開している市町村が、路線をまたふやすとか、既存の運行計画をもっと豊富にしたいと、それは運行補助の対象になっていくんでしょうか。

○中田総合交通課長 先ほど言いましたように今の事業は今年度で終わりですので、新規の分は当然ございません。

○高橋委員 だから、ないんですよ。単純に聞きますと、今後、西都やえびのがコミュニティバスを走らせようというときには、今のところ補助の計画はないと理解をしておかないといけないんでしょう。

○中田総合交通課長 先ほども言いましたように、コミュニティバスを運行する場合の国の事業もございます。そういうものの活用等も当然考えられるわけでございますし、先ほど言いましたけれども、県としても、過疎化、高齢化が進んでいる地域の交通手段の確保は非常に重要な課題と考えておりますので、そのあたりは市町村と一緒にいろいろな考えていきたいと思っております。

○高橋委員 現時点でいろいろと難しい面もあるんですが、国は何らかの補助をする、県として今のところまだ何とも言えない部分があるんでしょう。ただ、市町村だけではようしきらんとです、早い話が。だから、国が支援をする。県も国とタイアップして何らかの支援をし

ないと、市町村はもたないと私も思います。そしてまた、先ほど言いましたように新たにコミュニティバスを充実させたり、やっぱり不便さは残るんです。本数が1日3本とか、土日は休むとかいうことがあって、どんどん住民の要望を受け入れながら充実していこうという計画もあったりして。

それと、もう一点聞きますが、自治会なんかで輸送支援するところがあります。まだ県内はありません。せんだって、中山間地域対策特別委員会で島根に行ったときにそういうお話を伺ったんですが、規制緩和で二種免許がなくてもいいということでNPO法人とか認められていますよね。県内でそういうところを検討している市町村があるでしょうか。

○中田総合交通課長 NPO法人が運行している路線はございません。ただ、宮崎市において地域の人たちで実行委員会をつくりまして、宮崎市2地区、北地区と木花地区でバスを運行しております。それに対して宮崎市のほうから補助をしてやっているという事例はございます。

○高橋委員 島根県は成功例なんだろうが、人を乗せるわけですから安全面をしっかりとしないと、もし事故があったときだれが責任をとるのか、どこに責任を追及するのかというのもあるものですから、今のところ宮崎県内として具体的にはございませんということでありましたので、またいろいろと勉強させていただきたいと思えます。

○坂口委員 参考までに、4ページの基金事業です。一番下、4番、農業、漁業の後継者として4世帯が移住済みということですけど、あくまでもこれは後継者が目標だと思うんです。特に漁業の後継者というのは、漁業権とか組合に加入するとか、入り口での随分高いハードルが

あると思うんです。そこらまでちゃんと解決しての移住になっているんですか。

○山内中山間・地域政策課長 漁業につきましては、実は生産者の方が希望されて、募集をして決まって、そのあたりは後継者となる予定で今研修をされている方とのお話し合いが十分された上でなっていると理解しております、委員御指摘のその分野についてどの程度熟度を持っているかは、申しわけないんですけど、今は把握しておりません。

○坂口委員 事業経営体のほうから欲しいということで、漁業就労者、労働力として次を担ってもらおう。いわば社員、船員と、漁業そのものを引き継いで、自分の後を継いで漁業産業をつないでもらうんだという後継者とは、全くこの世界は違うと思うんです。まず組合員に入ること、組合の株をもらうこと、それから操業区域、漁業で釣るとか網とかそういうものごとに許可漁業、免許漁業をもらう。これは絶対新規はとれませんから。そういったものがないと、ただ単に「船員が欲しい」「魚をとってみたい」、1年間やったって、後が行き詰まってしまいます。そこらの見通しがついているのかどうかということなんです。

○山内中山間・地域政策課長 そのところについては、今回、生産者として応募された方が譲るというふうにお聞きしております。ですから、委員御指摘の部分は多少解消される。ただ、続くかどうかという非常に難しい問題はあると思うんですけれども、そこは十分面接をされて、御本人の意気込みと、将来譲るという前提での後継者として、この事業を活用されたというふうに聞いております。

○坂口委員 今、時代がせっぱ詰まった中での緊急的な、その場その場で破れをふさぐような

施策を次々講じて、特に雇用問題とか過疎問題、いたし方ない部分、とにかく背に腹はかえられんという現実はあるんですけど、一つには、正規採用につないでいけば1人当たり3万円なり6万円の手当が出ます。いろんな努力とセットですよ。その結果、今、緊急雇用基金事業で雇用の場をゲットできた人が全国110万人ぐらいですか、この人たちは必ず半年なりいつとき期間を経たらなくなっちゃうわけです。330~340万の失業者にまた110万がどんとふえる形、そこで何かのつなぎはできるんでしょうけど、次の定職、安定した仕事につけるという見通しを立てながらじゃないと、すごく心もとないんです。今の雇用が確保できたというのも行政次第だと。次この事業を続けるか続けないか、どういう施策ができるかで、物すごいリスクを持った雇用。

それから、今、いろんな過疎対策なんかやっていて、中山間盛り上げ隊ですか、この前ここにも来てもらっていろいろ話を聞かせていただいたんですけど、初鹿野さんという方、あらゆるところに顔を出しているんです。ニーズも多いから、盛り上げ隊を出せるか出せないかわからない。今度の祭りができるのもできないのも初鹿野さん次第だよと。リスクが外にできちゃうわけなんです、自己完結をできないリスクが。よく農業が天気次第と言われるけど、中山間地域あるいは漁業集落に入って、漁業だの林業だの農業だの1次産業で生活の糧を得ながら、今のバスの巡回からいろんな行政の施策での支援をもらいながら何とか生活の最低基盤が確保できている。金がないからやめましたとなったら途端になくなっちゃうという、幾つもの自己完結できないリスクというんですか、おてんとうさま次第、天候に左右される作物の作況、値段はつけられない買い手次第という値段の変動、

いろんな生活のための、あるいは生命線というんでしょうか、移動手段とか医療とか、去年までは補助金があったから村の役場がやってくれた。補助金がなくなったからできない。宮交も補助金がもらえたから来てたけど、ないから来ない。行政次第という、今だけで少なくとも3つの自己完結できないリスクがあるんです。こういうものをこじはやれたやれない、来年どうなるかわからないというものは、「バスについては3年先は出せなくなります。その間はこういうぐあいに出せます。だから次の受け皿を考えながらやってくれ」、これは冷たい言い方になるんですけど、「やらなければ、あなた方のところは公共交通機関による移動手段はあきらめてくれ。それでも残ってもらえるかどうか」というシビアなものを見せておかないと、「お手上げになりました。来年からわかりません」、それではいけないと思うんです。過疎対策、必要というのはわかるんですけども、いつやれないようになるかわからない、それでは心もとないと思うんです。雇用対策にしてもそう。さっきの繰り返しになるけど。

今の「宮崎に来んね、住まんね」にしたって、一時期は、知事も本会議でも答弁しましたけど、「私が何件引っ張ったんだ」とか、「東国原」という名前があって宮崎県というものがあって、行ってみようかというケースがあったかもわからないけど、いなくなることはわかっているわけでしょう。先ほどのみやざき移住定住、田口委員からも出ていたけど、この事業目的で「本県の住みよさや魅力をアピールし」、住みよさと魅力を具体的に何をどうアピールされて、何が住みよさで、何が魅力と思われたのかわからないけど、東国原がいるいないという不安定なものじゃなくて、安定している魅力、そこらを勘

違いさせないようにしっかりした現実的なものをとらえさせないと、宮崎に借金して来た。何か違うじゃないか。また借金残してどこかに行くというような不幸になりかねないので、県民政策部、せつかく全部を束ねる部ができたわけですから、政策の頭脳の中心にならなきゃいけないところですから、この事業を固定して、何がどうあろうとも責任と自信を持って宮崎をアピールできるよとか、過疎に対応できるよとか、定住につなげられるというのを、地味でもいいから基本に返らないといけないんじゃないか。説明を聞いていて、何をやりましたと言うけど、「次どうなるの」と言ったら、「わかりません」とか「国が今いろんなことを考えていますから、それを注意深く見守っていきます」、僕はこれじゃ人の生活に手を差し出しちゃいけないような気がするんです。大きい心配を持っているんですけど、そこら内部で心配とか持たれませんか。

○山下県民政策部長 確かにおっしゃるとおりで、短期的に派手なことをやって、後はどうなるかわからんと。もちろん行政の中でも物によってはそういう事業もあるかもしれませんが、人が暮らし生活をし、働きという部分で、いつなくなるかわからないようなものに頼って、そこで引きつけてというのは、恐らく行政の仕事としては本物ではないという気は私もしております。ただ、そういう中で、例えばみやざき移住というのは、田舎で暮らしたいとか、もっとゆっくり暮らしたいとか、ある意味、世の中の流れを感じて行動に移される方が一定程度いるということを前提にこういう事業を始めたわけでした……。

それから過疎対策で、例えばバス事業等にしても、おっしゃるように、これも将来的にどう

いう形で続けられるかというのはわかりませんが、これまで地域の交通体系の整備というのはどうしてもハードに偏りがちだった部分で、高齢化等もあって交通弱者が出てくる中で、ハードはもちろん一定程度は必要なんです、ソフトに移るべきだろうという中で、こういった事業も出てきたのではないかと思います。ある意味では、行政としては呼び水の事業としてこういう事業をやっていく、それが支援の配分のあり方を変えていくべきではないか、そういう意味でこういった事業をやっているということでございます。

○坂口委員 そのとおりだと思うんです。思うんですけれども、この事業がいつまでやれるのか、これは本当に将来も続けることができるのか、これを本当に将来も続けることができるのか、ここで尋ねてもそうですし、自分なりに考えてもそうですけど、金次第だよな、金次第だよな、決してこれが右肩が上がることはないだろう、あるいはこの事業がますます充実されて拡大されることも難しいだろうという中で、でも、いきいき集落をつくるんだ、つくるんだ。ここで定住していただくんだということ、一生懸命やられて——これはありがたいこと、これはありがたいこと、わかっているんです。わかっているけれども、そこでぽんと手を離さざるを得なくなったときに、「ごめんなさい、あすからやれませんが」となったときに、そこにぽつんと残るような、ある日突然ではだめなんじゃないか。

もう一步踏み込んで言えば、「もうこの集落はあきらめてくれ。将来こうなったときに、本当に自己完結でやれるんなら残ってください」、つらくてもそういったものもやりながらやらないと、中山間あるいは山間地域の都市計画にかわるような次の地域計画、「将来はこれだけコンパクトにしないと無理だよ。行政の支援

はここらまでが限界ですよ。ただ、あなた方の知恵あるいは努力とでやれるものがあつたらいいけれども、将来はこうなります」ということを示してやらないと、祭りができなくなりました。応援隊を送ります。それはNPOがやります。そこに事務費を400～500万出してやらせる。来年からこの委託料を出せませんとなったときに、初鹿野さんがやってくれるかとなったら、「それはとてもやれませんが」となると思うんです。それで拡大して行って、300人欲しい、500人欲しいとなったときに、「人がいません」「じゃ、ことしはあきらめてくれ」。定住、自立、いきいきと言いながら、他力本願にならざるを得ない。行政次第、あるいは支援に来てくれる団体次第で、人様次第というリスクをからわせてはだめなんじゃないですかということが言いたいです。そういうことをやるなら、リスクとして考えなくてもいいように、これは固定してずっと続けていきますというものがなければ、それを前提条件として、そこが成り立ってできませんとなったときに、バスが走りませんとなったときに、だれも責任とらない。リスクとしてそこに住んでいた人にかかっていく、それじゃ不親切じゃないのかということを使うんです。だから、「冷たいじゃないか、けしからんじゃないか」と言われても、「ここが限界だ、この後はあなた方の判断でしてくれ」というものがまず入り口であつての、中山間地対策だったり過疎対策だったりIターン対策じゃないといけないんじゃないかと、この委員会にいて危機感を持ってきたものですから。何かコメントできたら。そこらの心配を持っておられるんじゃないかと思うんです。

○山下県民政策部長 さっきの話の続きみたいになるんですけれども、基本的には、自立とい

いますか、みずからやろうとされるところにどう手助けするかという形で、県としては——もちろんこれは財政的にもできませんし、恐らく長続きもしないということで、特に我々がやっている事業はそういうところが大きいと思います。将来の姿はどうなるかという部分は、例えば、集落支援員という形で、これは本会議でもお話が出たんですけれども、将来の集落の年齢構成からいくと、10年後はこうなる、20年後はこうなる、後継者も出ないというような、ある意味集落の姿を冷静に見つめていただくようなデータを集落全体でお話をいただいて、将来どういう道を選ぼうか。それなりに見通しがつけば、この中で生きていって、生きていく以上、外から人が来てほしいし、交流があってほしい。人が来てほしいというけど、生きていこうとするときに、集落の機能がどうしても集落の人だけでは満たせないというところに、中山間盛り上げ隊というようなものがあります。恐らくこの盛り上げ隊というのは、お金は余り使っていないといいますか、ボランティアに頼る部分が相当大きいので、将来的にもこれは続けるであろうと思います。お答えになったかどうかわかりませんが。

○坂口委員 多分、なっていると思います。そうなんです。

だから、今みたいにお金がかからない、そして人様さえその気になってくれればと言われるのは盛り上げ隊みたいなものですね。それを、例えば初鹿野さんの団体に委託をして、そこがマネジメントをやりながら人を出していく、その整理をやっていく。300万なり400万なりの委託料がずっと続けばそれでいいんですけれども、呼び水を出してもらってこういうやり方があるよというものを示してもらおう。人を送るとい

ことは善意さえあればずっと続くわけだし、その祭りだってことはやれたやれない、草刈りもやれたやれない、来てくれればやれるじゃなくて、必ずこの時期にはこういうことがやれる、来てくれるというものを固定させたらどうか。そのためには、例えば、市町村の社協あたりが個別に人を把握しておく。全県下のものを一とこで束ねて、「今回は行かせます」「今回は無理です」、あるいは「同じ日になったからごめんなさい」じゃなくてというぐあいに、固定できるものは固定して、これはずっと続けますよというものを示してあげる。あるいはさっき言われるように、バスは国の事業が何年後になくなったなら県単では無理ですよとか、国の施策次第でやれるかやれないかわからないようなものは、本当に自明的にそこが存続していくためには必要なことだったら、国がどうあろうと何がどうあろうと、県としては20年、30年やっていくというものを固定させるとか、そういうものがないと親切じゃないんじゃないか。むしろ、いざというときにとんでもないつらい思いを一遍にさせてしまうんじゃないかという心配を持っているんです。これは僕の話の仕方もうまくないかもわかりんですけど、これはいいんですけど。

それと参考までに、5ページのU・Iターンの人材バンク、さっきから数字が大きい割には就職決定者がというんですけど、特別な技術とか資格とか経験、そういう人たちだけの数字で今もこれは続いているんですか。それとも、こちらに帰りたいと希望している人が、特筆できるものを持たなくても、そこに人材として登録されているんですか。

○柳田地域雇用対策室長 Uターン希望者の状況につきましては、建築士の資格とか、その人が持っている資格の情報を出しております。先

ほど申し上げましたように、人材バンクには、県内企業がある程度資格とかノウハウを持っている人を期待して求人を出してくるものですから、求職される方も、自分はこんな資格を持っています、こんなことができますということデータをとして出されてやるということをやっております。

○坂口委員 15年、20年前もそんなで、決定率が低いですね。これは低くて当然のことだったんです。自分はこういう資格を持って何年やっているから、当時でも最低40万円欲しいとか、売り手サイドの要望がそこにぼんと載っているから、実数的には小さいんですけど、そのころはもっと数字が低くて、年間何名程度だったような気がするんです。説明会も年に2回ぐらいやられていたような気がするんです。そういう意味では、特殊な技術とか技能、資格を持った人の動きというのは、景気はどうこう言いながらも、むしろ今大きくなってきているのかなと感じたものだから、ここに登載される人の質というのは以前と変わっていないということではないんですか。以前は特別な資格や経験を持っている人が登録されていましてよね。

○柳田地域雇用対策室長 資格については特に問うていません。県外に行っておられて帰りたいとか、特に学生さんもいますので、特別な資格という形ではしておりません。

○坂口委員 以前と変わってきているんですかね。以前は、国家試験を何を持っているとか、こういう技術を持っているという自分の売りを持った人、そのかわり給料を30万くれ、40万くれという人たちが、いわゆる人材として登録されていたけど、そのころ決定者数が少なかったんです。年間何名程度だったんです。50何名と、今の不況時代にふえてきているから、帰りたい

という希望の人までそこに入ってきているのか、昔と違ったのかどうか知りたいだけです。

○山下県民政策部長 20年ぐらい前に私もこの仕事に携わったことがあるんですが、まさに人材バンクとして始めたんです。どちらかという製造業、あるいは3次産業も高次のサービス産業、そういった人材を県外から帰ってきていただく、あるいは求めようということで始めて、おっしゃるように要求される給与水準が非常に高いものですから、そこでなかなかマッチしないというのがありました。私もこの資料を見て、ふえたなという感じはしました。恐らくそれは、この経済状況の中で相対的に従来より要求される給与の水準も下がったというのが一つだろうと思います。

○宮原委員長 ほかにはございませんか。

ないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時32分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

協議事項（1）の条例要綱案についてであります。

資料1をごらんください。本日、この要綱案を決定することとしておりますが、前回との主な変更点や御協議いただきたい点について御説明いたします。

全体を通じ、内容につきましては前回の案から大幅に変更した点はございませんが、文章の前後入れかえや細かい文言等の修正を行ったところでございます。

要綱案1の「制定の趣旨」のところをごらん

ください。前回、委員から御指摘のありました「県民等の総意の下」という表現につきましては、下から2行目にございますとおり、御意見等を踏まえ、「私たち宮崎県民は」との表記に変更したところをございます。また、5から7までの「県の責務」「市町村の役割」「県民等の役割」についてございます、ごらんのとおり、「基本方針にのっとり」という言葉を入れまして、それぞれの役割等をすっきりと整理したところをございます。

次に、御協議いただきたい内容について御説明いたしますが、11の「財政上の措置」のところをごらんください。この「財政上の措置」につきましては、前回の委員協議において、現在の「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」から「講ずるものとする」に変更すべきではないかとの御意見をいただいたところをございます。ここで、資料2をごらんください。「財政上の措置」が規定されている本県条例5件の条文を記載しております。ごらんのとおり、いずれの条例におきましても、条文では「講ずるよう努める」となっているところをございます。

このような状況を踏まえ、本日は、もう一度この点について御意見等いただきたいと思ひます。

○緒嶋委員 「講ずるものとする」との違いはどのように理解すればいいのでしょうか。

○日高政策調査課長 「講ずるよう努めるものとする」ということにすれば、言ってみれば努力規定的な感じの表現になります。「講ずる」となりますともっと強い表現になりますが、実際上は、条例の中に「財政上の措置」という条項が入れば、条例としては、財政上の措置をやるんだという意味の県民に対するアピールがこの

条文の中では出てくると考えられると思ひます。そういうことで、本県にあります条例につきましては、ほかの条例も「講ずるよう努めるものとする」という表現にしておるのかなと考えておるところをございます。

○高橋委員 県外の条例で「講ずるものとする」というところがあったですよ。

○日高政策調査課長 中山間の条例を県外5つの県がつくっておりますけれども、「講ずる」としているのが福島と島根、「努める」としているのが山口と鳥取をございまして、岡山県は「財政上の措置」そのものについての規定をございません。ですから、5県のうち2県と2県に分かれております。

○宮原委員長 それでは、「財政上の措置」の条文の最後の文言につきましては、「講ずるよう努めるものとする」に決定をしたいと思ひます。

最後に、全体を通して御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、要綱案をこういうことで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 そのように進めさせていただきたいと思ひます。

次に、パブリックコメントについてございます、この要綱案について、パブリックコメントを実施するかしないかについて決めていただきたいと思ひます。

○緒嶋委員 パブリックコメントは当然やって、いろいろ御意見があればそれを伺うというのは当然なことじゃないですか。

○宮原委員長 ここで、他県の状況を調べさせていただきました。議員発議で中山間地域振興条例を制定した4県がどういう状況でやったか

ということを調査してみると、議員発議案という形で条例を提出するに当たっては、それぞれの皆さんが日ごろから地域の声を聞いて、吸い上げた状況の中で条例を制定するということに至っておりますので、他県4県もパブリックコメントは実施しておりませんでした。緒嶋委員のほうからはやったほうがいいんじゃないかということですが、いかがでしょうか。

○坂口委員 パブリックコメントそのものに、物すごい疑問と否定的な考えを持っているんです。我々は代議員です。だから、それをやるということは自己否定につながると思うんです。そこはプライドを持ってやらないと思うんです。

○緒嶋委員 意見を聞くというぐらいのゆとりはあっていいのかなという気がしたんです。

○坂口委員 物すごいものが要望として上がってくると思うんです。だから、ガスためになってしまっ、ガス抜きにならない。

○宮原委員長 皆さんの御意見を聞きますと、パブリックコメントは要らないんじゃないかという方向が強いと思います。

それでは、パブリックコメントは実施しないということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、協議事項（3）の次回委員会についてであります。

次回の委員会は、閉会中の1月28日金曜日に行うことを予定しております。次回は、執行部を呼んで説明聴取ができる最後の委員会となります。また、条例案や委員会報告書の骨子案についても御協議いただきたいと思います。執行部から特に聴取しておく必要があるような

事項がございましたら、御意見をいただきたいと思います。

それでは、特にないようですので、次回の委員会の内容につきましては正副委員長に御一任をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後になりますが、協議事項（4）のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないとのことですので、再度申し上げますが、次回の委員会は1月28日金曜日の閉会中でございますので、よろしくお願いたしたいと思います。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。

午前11時42分閉会